

# ご結婚おめでとうございます

～ 雲仙市では結婚し定住される方を応援しています！ ～

新規で結婚され、市内に定住される方々の結婚を祝福し、

経済的な負担を軽減するため「**結婚奨励金**」を交付します。

## 奨励金の額

交付区分	合計額	1年目	2年目	3年目
夫婦ともに雲仙市に転入	<b>60万円</b>	20万円	20万円	20万円
夫婦のいずれかが雲仙市に転入	<b>55万円</b>	15万円	20万円	20万円
その他の場合	<b>50万円</b>	15万円	15万円	20万円

上記の表の「合計額」の奨励金を3年に分けて交付します。

※注意：「転入」とは、雲仙市外に1年以上住民票を有しており、婚姻日の前後1年の間に、雲仙市に住民票を移すこと。

## 対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 平成31年4月1日～平成34年3月31日の期間に婚姻届を提出した者
- 婚姻時の年齢が、夫婦ともに42歳未満
- 承認申請時に、夫婦ともに雲仙市内の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することを誓約すること。
- 雲仙市の自治会に加入している者
- 過去に夫婦のいずれも当該奨励金の交付を受けたことがないこと。
- 雲仙市税（国保税を含む）に未納がないもの
- 対象者・同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者または暴力団員でなくなった日から5年以上を経過している者。

※交付期間中に3年以上の定住などの要件を満たさない場合となった場合等には、交付の決定を取り消し、奨励金の返還していただくこととなります。

## 対象外

- 離婚した夫婦が同一の方と再度婚姻する場合、離婚期間が3年未満の方
- 夫婦のいずれかまたは両方が、過去に同様のこの奨励金の交付を受けた方

# 交付までの流れ

## ①承認申請（※最初の1回のみ）

※婚姻した日から1年以内に手続きが必要です！！

### 【提出書類】

- (1) 結婚奨励金承認申請書（様式第1号）
- (2) 婚姻前の戸籍の附票抄本（夫婦各自）  
及び婚姻後の戸籍の附票謄本（転入の場合）
- (3) 確認書及び誓約書（様式第2号）
- (4) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (5) その他 市長が必要と認める書類

承認決定

## ②交付申請（※毎年、1回（合計3回）手続きが必要です！）

※上記「承認決定」に記載される期間内に手続きをしてください！！

### 【提出書類】

- (1) 結婚奨励金交付申請書（様式第5号）
- (2) 戸籍謄本
- (3) 住民票謄本
- (4) 雲仙市税（国保税を含む。）の未納がない証明書
- (5) 上記の承認決定通知書の写し
- (6) その他 市長が必要と認める書類

交付決定・補助金の交付

### 【問合せ先】

雲仙市役所 政策企画課 政策企画班  
〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地  
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-3514